

【理事会アピール】

守ろう!日本と世界の宝=憲法9条、戦争する国づくりストップ!
安倍首相の憲法9条改憲を止める!大運動を共同組織の仲間と力を合わせ巻き起こそう

2017年6月16日
全日本民主医療機関連合会
第42期第16回理事会

日本国憲法が戦後最大の岐路に

民医連に働くすべての役職員、共同組織の仲間のみなさん、安倍政権のもと、憲法は戦後最大の岐路に直面しています。

憲法を変えることに執念を燃やす安倍首相は、衆議院、参議院で自民党、公明党、日本維新の会など改憲を志向する国会議員が3分の2を占める「今」を逃して改憲はできないと決断し、5月3日「憲法9条に『自衛隊の存在を明記』する」と読売新聞のインタビューで発言しました。

現在の衆議院議員の任期である2018年12月までに、憲法改正を行う「国民投票」を実施することをめざし、2017年中に自民党改正案を決定、2018年1月からの通常国会中に憲法審査会に改正案を提案、審議をすすめるようとしています。

戦後70年以上平和を守ってきた9条を無力化し、戦争する国に突き進む安倍改憲案

安倍首相の改憲発言は、憲法99条が立憲主義の立場から、国務大臣に義務として課している憲法遵守義務を犯す憲法違反であり全く許されるものではありません。

理事会は、安倍首相に対し、憲法違反の発言そのものを撤回することを厳しく求めるものです。

発言の内容は、①改憲の狙いを憲法9条に定め、②9条1項、2項を残したまま「自衛隊の保持を明記する」という「加憲」を行うこと、③それに加え「緊急事態条項」「教育の無償化」新設もテーマとすること、④2020年に施行を改憲日程とすることが柱です。

9条1項、2項（国による戦争を永遠に放棄、戦力不保持・交戦権の放棄）を残し自衛隊の保持を明記するため、3項を設け「前項(1項、2項)の規定にも関わらず、自衛隊のための自衛隊をおくことができる」といった案が出されています。それは、自衛隊が9条の制約を受けず自由に活動できるという意味です。

現在の自衛隊は2015年の安保法制（戦争法）により、条件付きで海外での戦争に参加できる集団的自衛権行使まで任務が拡大されています。自衛隊員が「殺し、殺される

危険性」は極めて高くなっています。

戦争する国づくりを進め、多くの自衛隊員の命を危険にさらす今回の案は、到底、許されるものではありません。

教育無償化は、そもそも憲法を変える必要はなく法律と予算で実現できるものであり、これらを盛り込むことで9条のみが焦点となる国民投票を避け、また公明党や維新の会などを賛同させるためのものです。

また、緊急事態条項の新設は、首相の権限を無制限に拡大し、人権の制限につながる重大な問題であり、危惧し反対する意見が多数です。

今回の改憲案は、秘密保護法、戦争法、盗聴法、共謀罪など戦争する国づくりを強行しても、全面的に戦争する国にできない憲法9条の力を骨抜きにしようとするものです。理事会は絶対にこれを許すわけにはいきません。

いのちを最も粗末にするものが、戦争です。いのちの平等を求める私たちは全力を挙げて安倍首相の9条改憲を止めるために奮闘するものです。

国民の多数は、平和を愛し、憲法9条改憲を望んでいない

「平和に生きたい」、「戦後、日本が平和であったことが誇り」、「平和を守ってきた最大の力、憲法9条を変える必要はない」こうした声は立場の違いを越えた国民の多数派です。戦争する国を突き進む安倍政権の下で「改憲」に対する国民の警戒と不信はさらに高まっています。

今、北朝鮮による軍事的な挑発行動の中、アジアと日本の平和への危惧する声もあります。しかし、アメリカ自身が認めているよう武力を行使し、戦争という手段に訴えるならば、取り返しのつかない甚大な被害が広がり、逆に平和の危機を広げるだけです。北朝鮮の問題は武力行使では解決しません。解決へ向け日本が取るべき道は、9条を生かした平和的外交と対話に尽きます。政治の場でも立憲野党は、暴走する安倍政権下で9条改憲に明確に反対すると合意しました。

総がかり行動実行委員会や市民運動の中で、有権者の過半数を展望した数千万の規模の「9条を守る国民署名(仮称)」の検討が開始され、かつてない規模の国民運動が始まろうとしています。

憲法9条を守り、改憲を許さないアクションを全国で起こそう

①第2期憲法学習運動を100%職場の取り組みに

改憲を止める土台は学習運動です。第2回評議員会以後全国で取り組んできた「MIN-IREN 憲法 Café」を活用した学習運動を第3回評議員会へ向け、必ず100%の

職場で取り組んでいきましょう。

②9条守ろう、大キャンペーン

1)安倍首相の9条改憲の危険性を急速に、広範に、知らせよう

○民医連新聞で、本理事会アピール、渡辺治氏への緊急インタビューの要点を掲載します。また民医連医療にインタビューの全文を掲載、全日本民医連ホームページに掲載、それらも活用し、すべての県連、法人、事業所、共同組織の班で安倍9条改憲案の学習計画を組み、多様な形でスタートさせましょう。

○「MIN-IREN 憲法 Café」は9月号まで発行します。その後、今回の改憲案を中心としたDVDの作成を進めます。

○自分達の言葉での9条を守るアピールを作り、広げましょう。憲法カフェなど参加者から「わたしと憲法」等の手記を事業所、職場などで広げ伝えましょう。

○全日本民医連のすべての研修会、職種会議等でも憲法問題を学び、位置付けて組み込んでいきます。

2)第3回評議員会へ向け、共同組織とともに「9条を守る〇〇病院決議・宣言」のウェブをすべての県連、法人、事業所から広げよう

○共同組織とともに、第3回評議員会までにやり切ることを提起します。

○病院や施設は職場単位でも大いに取り組みましょう。

○共同組織のすべての支部、班で「決議・宣言」の運動を広げ、9条を守る、平和班会をすべての班で開催しましょう。

3)宣伝物を活用し、9日宣伝、定例宣伝、スタンディングなど工夫を凝らし地域へ出かけよう。

○チラシ、ステッカー、ポスター、プラスター、事業所掲示用横断幕等を急ぎ作成し普及します。

○「ヒバクシャ署名」など平和の取り組み、医療・介護を守るすべての行動で憲法9条を守る取り組みをあわせて進めましょう。

③共同の拡大と大署名運動

1)共同を広げる

○医療・介護・福祉分野からの共同アピール、新聞意見広告等を全国規模で検討します。

○地域の医療、介護関係者にも危険性を知らせ、いのちと9条を守る運動で共同を広げましょう。

○各地の総がかり行動との連携、憲法共同センターでの取り組みを強力に推進しまし

よう。

○11月3日日本国憲法公布71周年です。東京(国会前)と全国で大規模な集会、行動が予定されています。成功のため奮闘しましょう。

2)9条守る国民署名(仮称)の取り組み

○確定次第、数千万筆の規模で取り組んでいく。

3)都道府県段階の運動作りを具体化しよう。

○総がかり行動などと相談し、〇〇県、〇〇町9条守る国民署名推進実行委員会などを無数に作り推進しましょう。運動の中で、市民と野党の共闘の前進をはかりましょう。

○「9条守れ」の一点で大規模なシンポジウムを開催しましょう。

○7月事務局長会議、毎月の県連事務局長会議で交流、推進します。

④運動推進のために

1)全県連で理事会を挙げた運動推進体制を確立しましょう。(会長、事務局長、共同組織が入った構成としましょう)

2)全日本民医連として県連代表による全国会議を3カ月に1回程度、開催し、情勢の共有、全国的な経験の共有、課題の意思統一をはかります。

3)青年職員の自発性あふれる取り組みを大切に、全国に広げます。

○ジャンボリー、全日本民医連や県連の平和学校卒業生でアピール行動などに取り組み、民医連新聞等で発表、普及します。

○青年職員の全国的取り組みを交流する集会を2017年秋に開催します。

すべての役職員、共同組織のみなさんに訴えます。

戦争はいのちの対極です。私たちは、24時間・365日健康権、生存権を守る医療・介護の実践に取り組んでいます。平和と人権が大切にされる社会であることは、大前提です。

私たち、民医連はそれを自覚し、平和と人権、健康権と生存権を守り抜くために、「憲法を守り活かす」と民医連綱領4項に明記し日々実践している組織です。

憲法が戦後最大の危機に直面している今、民医連運動の第一義的な課題として力を合わせ、「日本と世界の宝、憲法9条」を必ず守り抜きましょう。理事会は、その先頭に立ち奮闘する決意を表明し、理事会アピールとします。

以上